

垂水区社会福祉協議会 こどもの居場所づくり支援助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、垂水区社会福祉協議会(以下「本会」という)が、区民から寄せられた善意の寄付ならびに共同募金の配分金の一部等を財源として、おおむね小学生以上の子ども(以下「子ども」という。)たちが地域で学び育つことができる垂水区内の居場所づくりのための団体の活動を支援し、その活動に要する経費の一部を助成することで、こどもの居場所づくりを推進することを目的とし、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱におけるこどもの居場所とは、子どもや保護者などが無料または実費程度で参加でき、ひとり親家庭や共働き家庭で夜遅くまでひとりで過ごすなど、課題を抱える子どもたちが増えているなか、放課後等に、食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごすことができる交流の場として開設されるもので、必要に応じて支援が必要な子どもを関係機関につなぐ地域の拠点としての機能を有するものをいう。

(助成対象要件)

第3条 助成金の交付対象となる団体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1)垂水区内で、つぎのア～ウのいずれかのこどもの居場所を、おおむね年間6回以上開催すること。なお、10月以降に事業を開始する場合、おおむね3回以上開催すること

ア 食事を調理し、提供する事業を含むこどもの居場所づくり (こども食堂)

但し、食事を調理して提供することが困難な場合においては、調理を伴わない食事(弁当等)の提供も可とする。

イ 学習習慣の定着や基礎的な学力向上等のために自主学習を支援する事業を含むこどもの居場所づくり (学習支援)

ウ 異なる世代との交流等ア、イに該当しない事業 (多世代交流事業等)

(2)代表者、運営スタッフ、その他協力者等の人員5名以上を含む体制が整っていること

(3)計画的にこどもの居場所が開催可能であり、自立的、継続的に運営できること

(4)地域への適切な周知がなされ、1回あたりおおむね5名以上の子どもの参加が見込まれること

(5)参加する子どもが主に垂水区在住であること

(6)地域の団体、機関等との円滑な連携のもとで運営ができること

(7)安全面、衛生面について適切な配慮がされること

(8)子どもの情報を適切に管理すること

(9)配慮を必要とする子どもに対し、団体の受け入れ状況等を鑑みて適切に行うこと

(10)教室事業、競技目的のための事業でないこと

(11)参加費は徴収しないこと。ただし、食事提供等の実費については徴収することができ、保護者等大人の参加者については徴収するよう努めること

2 前項の規定に関わらず、次に該当する事業は、助成対象としない。

(1)営利を目的とした事業

(2)政治的活動または宗教的活動を主たる目的とする事業

(3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係のある事業

(4)団体の構成員のみを対象とする事業

(5)国または地方公共団体が経営し、またはその責任に属する事業

(6)「神戸市こどもの居場所づくり事業補助金」を受けている事業

(7)その他、本会会長が不適当と認める事業

3 本助成金は、国、県又は市その他民間団体等の補助金や委託料等が交付される場合において、当該補助金や委託料等が充当される経費には充当できないものとする。

(助成金額)

第4条 助成金額は、別表に掲げるものとする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、こどもの居場所の立ち上げまたは事業実施にかかる備品費、消耗品費、会場借上費、講師謝金、材料費、印刷費、通信費、保険料、その他会長が必要と認める経費とする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする団体は、実施計画書兼助成申請書（様式第1号）と必要書類（以下「申請書等」という）を添付し、本会に対し提出しなければならない。

(助成の決定と助成金の交付)

第7条 本会会長は、前条の規定による申請書等の提出があれば、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは速やかに申請者に通知するものとし、助成金を支払うものとする。

2 本会会長は、前項の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(事業内容の変更または中止)

第8条 交付決定者が、やむを得ない事情により助成が決定した事業の内容を変更または中止しようとするときは、計画変更申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 第1項において事業内容の変更が軽微なものに限りこれを認める。

3 第2項の決定は本会会長がこれを行う。

(申請の取り下げ)

第9条 申請者は前条の規定による通知を受けた後、その後の事情の変更により、助成金の交付を受けられなくなった場合は、速やかに助成金辞退届(様式第4号)を提出しなければならない。

(実施報告及び精算)

第10条 事業実施者は、事業を完了したとき(中止又は廃止した場合を含む)は、事業終了後1か月以内又は、翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、報告書兼事業経費精算報告書(様式第2号)に必要な書類を添付し本会に提出しなければならない。助成金は、精算し、余剰金が生じた場合は返還しなければならない。

(報告及び調査等)

第11条 会長は、必要があると認めるときは事業実施者に対して、事業の実施状況について報告を求めることができる。または、事業の実施状況について調査もしくは質問することができる。

(助成の取消等)

第12条 事業実施者が事業を実施するにあたり、次の各号の一に該当するとき、本会は、助成決定を変更もしくは取消し、または助成金の一部もしくは全額を本会に返還させることができる。

- (1) 助成決定後、事業を中止または廃止したとき
- (2) 助成金を指定された事業以外に使用したとき
- (3) 事業と相違した助成申請または使途報告を行ったとき
- (4) 会計状況が不良と認められたとき
- (5) 第7条第2項の条件が付された場合において、その条件を履行しなかったとき
- (6) その他、本会の指示に従わない、または不相当と認められたとき
- (7) 本要綱に違反する行為があったとき

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 （第 4 条関係）

助成金の種類	助成金額
事業立ち上げ助成	初年度のみ 50,000 円以内
事業実施助成 第 1 期結成（4 月～9 月）	50,000 円以内
第 2 期結成（10 月～3 月）	25,000 円以内